〔付録〕

烏山城関係史料

凡例

1　ここでは、烏山城に関する史料を蒐集し収録した。

2　収録した史料は、戦国時代・豊臣政権期、江戸時代以降、参考資料に分け順次収めた。

3　戦国時代・豊臣政権期と江戸時代以降の史料は、原則編年順に配列した。また、史料一点ごとに綱文を付し、適宜読み下し文と補注も入れた。

4　史料本文の字体は、一部の固有名詞等を除き常用漢字を用いた。

5　史料は、読みやすくするために、本文中に句点・読点・並列点を適宜付した。

6　変体仮名は、現行の平仮名に直した。ただし、助詞の「者（は）」「而（て）」「江（え）」「茂（も）」「与（と）」などは漢字を用いた。

7　虫損・欠損により判読不可能な場合は、字数が判断できるものは□□で示し、不明なものは［　　］で示した。

8　花押は（花押）（花押影）で示した。

一　戦国時代・豊臣政権期

一　小山高朝書状（「早稲田大学白川文書」）

小山高朝、南奥の白川義綱に、佐竹・小田・宇都宮氏が那須政資・高資父子の抗争に際し、政資と結び、高資の拠る烏山城の近辺まで攻めたが、那須氏の屋裏が高資をもり立てているので堅固に持ちこたえている旨報じる。

其以往通途不自由仁附而、不能音問候、素意之外候、抑佐竹・小田・宇都宮被談政資（那須）、為引汲去月廿一出陣、至于近日者烏山甚近辺へ被押詰候、雖然那須屋裏過半高資（那須）相守候故、追日堅固之由其聞候、然者別而被相談候条、遠近無其隠候、此砌岩城有調談、被披本意候様、被取成候者可然候、高資へ一旦申合候上、吉凶共彼進退可為同前候、政勝（結城）へも始終之義、手堅申閉目候、皆川両人事者不申及候、然而去十八自結城為後詰、宮領蓼沼小屋其外在々所々被打散候、其已後上三川江数ケ度被及行候、自当口も去十四宮中・宿際・贄木盡打散候、宇都宮成生城計候上、従其口之御行半延候者、千言万句も不可有其曲候、毎事期後音候、恐々謹言、

（天文八年）十月十八日　　高朝（小山）（花押）

白川殿（義綱）

【読み下し文】

それ以往通途不自由について、音問能わず候き。素意の外に候。抑佐竹・小田・宇都宮政資に談ぜられ、引汲として去る月二十一出陣す。近日に至りては烏山甚だ近辺へ押し詰められ候き。然りといえども、那須の屋裏過半高資相守り候故、日を追って堅固の由其の聞え候き。然らば別して相談せられ候条、遠近其の隠れなく候。この砌岩城と調談ありて、本意を披かれ候様、取り成され候わば然るべく候。高資へ一旦申し合わせ候上は、吉凶共彼の進退と同前たるべく候。政勝へも始終の義、手堅く閉目申し候。皆川両人の事は申すに及ばず候。しこうして去る十八結城より後詰として、宮領蓼沼小屋其の外在々所々打ち散らされ候き。其れ已後上三川へ数ケ度行に及ばれ候き。当口よりも去る十四宮中・宿際・贄木盡く打ち散らし候き。宇都宮を生城計に成し候上は、其の口よりの御行半ば延べ候わば、千言万句も其の曲あるべからず候。毎事後音を期し候。恐々謹言。

二　詠存（大田原資清）書状（「大関家文書」）

詠存（大田原資清）、白幡城の子大関高増に、高増が烏山城へ登城したことをたたえ、自らも登城する旨報じる。

（包紙ウハ書）

「安碩様（大閤高増）江大田原備前守（資清）様ゟ之御書」

猶々めてたさかす〳〵申納候、

如仰たんこのめて度いつにもすくれ申候、御たるまき・御さかなにて、めて度存候、これよりもわさと進候、烏山へ御参、目出度存候、なにさま参候てめてたさ重々可申候、上さまへもこのよし申上度候、万吉重々可申述候、恐々謹言、

端午　　（大田原資清）詠存（花押）

（奥ウハ書）

「（切封墨引）

白幡へ御返事　備せん　」

【補注】

本文書、天文十五年頃を中心とした、天文年中半ばから永禄三年以前のものか。

三　佐竹義昭書状（「松野文書」）

佐竹義昭、松野丹波守に、烏山城の那須氏への使者を依頼したところ、やってきて返書以下を届けてくれた礼言などを述べる。

先日入来幸之間、烏山へ憑入候処ニ、則被打越、返書以下被相越候、一段大悦之至候、資胤（那須）無御別心様候哉、雖勿論候、肝要至極候、如被露書面候、用所も候者、無隔意可申越候、然者其方承儀等、努々他言不可有之候条、被閣疑心、珍敷儀候者、即可承候、藤王殿へ進候馬、自愛之由、本望此事候、恐々謹言、

（永禄四年）八月廿六日　　（佐竹）義昭（花押）

松野丹波守殿

（奥折封ウハ書カ）

「　（墨引）　　（墨引）

松野丹波守殿　　従太田　　」

【読み下し文】

先日入来幸（じゅらい）いの間、烏山へ憑（たの）み入れし候いつる処に、則ち打ち越され、返書以下相越され候き。一段大悦の至りに候。資胤御別心なき様に候や。勿論に候といえども肝要至極に候。書面に露わされ候いし如く、用所も候わば、隔意なく申し越すべく候。しかれば其方承る儀等、努々（ゆめゆめ）他言之あるべからず候条、疑心を閣（さしおか）かれ、珍しき儀候わば、即ち承るべく候。藤王殿へ進（まいら）せし候馬、自愛の由本望此の事に候。恐々謹言。

四　北条氏康書状（「東京大学白川文書」）

北条氏康、白川晴綱に、佐竹義昭の出陣を知らせ、小田氏治及び烏山

城の那須資胤と相談した軍事行動を要請する。

如仰未申通候処、預御札候、本望候、於向後者、別可申断候、抑義昭（佐竹）半途へ被打出由候、此時小田（小田氏治）・烏山（那須資胤）被示合、一途御行所希候、当口遠境間、氏治（小田）・晴朝（結城）・資胤（那須）被仰談、可為肝要候、恐々謹言、

（永禄六年カ）二月十八日　　氏康（北条）（花押）

白川殿（晴綱）

【読み下し文】

仰せの如く未だ申し通ぜず候処に、御札（おんさつ）に預かり候き。本望に候。向後に於いては別して申し断ずべく候。抑（そもそも）義昭半途へ打ち出でらる由に候。此の時小田・烏山と示し合わせられ、一途の御行（ておこな）希う所に候。当口は遠境の間、氏治・晴朝・資胤と仰せ断ぜらること、肝要たるべく候。恐々謹言。

五　佐竹義昭書状（弘前市立図書館所蔵「阿保文書」）

佐竹義昭、小野崎越前守に、烏山城の那須氏が浄法寺城に軍勢を入れ籠城しているので、来る霜月二十五日に出馬する旨報じる。

追而自石神被入候各へも、急度之旨同意ニ申遣候、

急度申遣候、仍而内々今日番替之衆可指越之由、逼塞候処、浄法寺之地へ自烏山人衆被相籠、被相抱候由候間、来廿五出馬、彼地可及取刷候、乍大儀其間之事者、在番頼入候、各令相談、無油断義専一候、事々口上可有之候、謹言、

（永禄六年）霜月廿日　　義昭（佐竹）（花押）

小野崎越前守殿

【読み下し文】

急度（きっと）申し遣わし候。仍て内々に今日番替えの衆指し越すべきの由、逼塞し候つる処、浄法寺の地へ烏山より人衆相籠められ、相抱えられ候つる由に候間、来る二十五出馬、彼の地取り刷（あつか）いに及ぶべく候。大儀ながら其の間の事は、在番頼み入り候。各相談せしめ、油断なき義専一に候。事々口上之有るべく候。謹言。

追って石神より入れられ候各へも、急度の旨同意に申し遣わし候き。

六　佐竹義重書状写（「秋田藩家蔵文書」二〇）

佐竹義重、赤坂宮内太輔夫に、千本・中妻筋・興野を攻め、昨十一日には烏山宿・根小屋を打ち散らす戦果をあげたことを報じる。

「前ニ同」

当口在陣懇切之赴（趣）、快然之至候、千本へ押詰及行候、中妻筋へ相動如存候、其上号興野与地へ罷越、悉取詰候、昨十一烏山宿・根小屋無残打散候、爰元

落居不可有程候、事々期後音候、恐々謹言、

（永禄十年カ）
八月十一日　　義重（佐竹）（花押影）

赤坂宮内太輔殿

【読み下し文】

当口在陣懇切の赴、快然の至りに候。千本へ押し詰める行（てだて）に及び候き。中妻筋（なかめ）へ相動（はたら）き存ずる如くに候き。其の上興野（きょうの）と号する地へ罷（まか）り越し、昨十一烏山宿・根小屋残りなく打ち散らし候き。爰元落居程（ここもとらっきょ）有るべからず候。事々後音を期し候。恐々謹言。

【補注】

本文書は赤坂光康所蔵文書である。

七　止々斎（蘆名盛氏）書状（栃木県立博物館所蔵「那須文書」）

止々斎（蘆名盛氏）、烏山城の那須資胤に、腹蔵なく申し合わせる旨報じる。

（端裏書）
「元亀二年給了」

内々可申入之由存候処、遮而示預候、今般遂会面直ニ以身血申合候事、真実ニ候、本望至極候、尤如之上者、資胤（那須）・止々斎（蘆名盛氏）一期天下相違候共、不可違変有之候、向後尚細々遂会面、大細無腹蔵可申合候、仍義重（佐竹）赤館へ相揺候、薄手者共助合、馬上三騎其外廿余人討取候之間、令大慶候、後刷之節可申入候、大関方（高増）江毎事申越候、恐々謹言、

（元亀二年）
菊月八日　　止々斎（蘆名盛氏）（花押）

烏山（那須資胤）へ

【読み下し文】

内々申し入るべきの由存じ候つる処、遮（さえぎ）って示し預かり候き。今般会面を遂げ直に身血を以て申し合わせ候事、真実に候。本望至極に候。尤もかくの如き上は、資胤・止々斎一期（いちご）の天下相違し候共、違変之有るべからず候。向後尚細々会面を遂げ、大細腹蔵なく申し合わすべく候。仍て義重赤館へ相揺き候き。薄手の者共助け合い、馬上三騎其の外二十余人討ち取り候つるの間、大慶せしめ候。後の刷（あつかい）の節申し入るべく候。大関方へ毎事申し越し候。恐々謹言。

八　心徹齋道楽（皆川俊宗）書状（栃木県立博物館所蔵「那須文書」）

心徹斎道楽（皆川俊宗）、烏山御舘の那須資胤に、蘆名盛氏が白川義親と盟約を締結したこと、及び佐竹義重が赤舘を攻めたが会津衆の助力で佐竹氏が敗れたことなどを報じる。

先日聊及御返答候旨趣、御悦喜之段重而貴札、殊更以御使僧条々御懇切蒙

仰候、旁以畏入令存候、然者去五日盛氏（蘆名）・義親（白川）江被遂御対面、盡未来之儀被仰堅之由、真実以目出度御簡要至極候、将又義重（佐竹）去七日向赤舘被相動候処、会衆被懸合佐衆数輩被討取、手負無際限被仕出候之上、其夜中敗軍之由、度々御利運、弥以御本望之至候、猶々清兵・千美御内証之透、始中終被申越候之際、愚意をも速彼御方憑入候、定而可有御心得候、万吉重々恐々謹言、

（元亀二年）
九月廿四日　　心徹斎
烏山（那須資胤）　　道楽（皆川俊宗）（花押）

御館

【読み下し文】

先日聊（いささ）か御返答に及び候つる旨趣、御悦喜の段重ねて貴札、殊更御使僧をもって条々御懇切に仰せを蒙（こうむ）り候いき。かたがたもって畏れ入り存ぜしめ候。しからば、去る五日盛氏・義親へ御対面を遂げられ、ことごとく、未来の儀、仰せ堅められるの由、真実もって目出度御簡要至極に候。将又義重去る七日赤舘に向け相動（はたら）き候つる処、会衆懸け合われ、佐衆数輩討ち取られ、手負際限なく仕出され候つるの上、其の夜中敗軍の由、度々の御利運、いよいよもって本望の至りに候。猶々清兵・千美の御内証の透（とお）り、始中終申し越され候の際、愚意をも速やかに彼の御方に憑（たの）み入り候。定めて御心得有るべく候。万吉重々恐々謹言。

【補注】

和歌山県の高野山の塔頭清浄心院に残されている「下野国供養帳」には、天正元年（一五七三）八月十一日付けで追善の日牌供養を依頼した「下野皆川心徹斎之法名」「傑岑文勝居士」の名が記されている（『鹿沼市史』資料編古代・中世所収）。「傑岑文勝居士」は皆川氏関係諸系図の伝承によれば、皆川俊宗の法名と記されている。このことを考慮すると、心徹斎道楽は皆川俊宗の斎号と言える。

九　祖母井定久書状（「瀧田文書」）

祖母井定久、那須氏に、那須領との境目で紛争が起こったが、那須氏には累年隔心なきことを誓う。

急度啓達、仍於御当境目、拙子召仕候者ニ、有無覚悟仁、慮外申候由、無是非次第候、内々兼日承候者、急与取扱可申候処ニ、於御当方悪名之衆被除故歟、爰許之悪名之者共、夜中罷除候、然間即刻彼奴原在所悉令放火候、扨又於此上も　屋形様御立腹相止為可申候条、愚領一村も二村も被揚放火様、御取成畢竟頼入候、如此申達も、累年奉対御当方毛頭不存無沙汰旨趣ニ候、其上結城・中久喜之御事も、御当方御同前ニ奉執候間、有如何様も、

悪逆之者共取扱可申令逼塞候、　愛岩（宕）八幡大井（釜尾）大明神御照覧、偽無之候、恐々謹言、

（天正六～十一年頃カ）
三月十八日　　祖母信（祖母井信濃守）

御堀内（烏山）　　定久（花押）

参

【読み下し文】

急度啓達す。仍って御当境目に於いて拙子召し仕い（つか）候者に、覚悟なき仁有り。慮外（りょがい）申し候由、是非なき次第に候。内々兼日承り候わば、きっと取り扱い申すべく候処に、御当方に於いて悪名の衆除かる故か。爰許（ここもと）の悪名の者共、夜中罷り除き候。然る間即刻彼の奴原の在所悉く放火せしめ候。さて又此の上に於いても　屋形様御立腹相止み申すべきために候条、愚領一村も二村も放火を揚げらる様、御取成畢竟（ひっきょう）頼み入り候。此の如く申し達すも、累年御当方に対し奉り毛頭無沙汰に存ぜらる旨趣に候。其の上結城・中久喜の御事も、御当方御同前に執り奉り候間、如何様に有るも、悪逆の者共の取り扱い申すべく逼塞（ひっそく）せしめ候。　愛宕八幡大菩薩・大明神御照覧。偽りこれ無なく候。恐々謹言。

一〇　蟠龍斎全珍（水谷正村）書状（「瀧田文書」）

蟠龍斎全珍（水谷正村）、烏山城の那須資胤に、那須洞中の方々が入魂にしてくれていることを謝し、佐竹義重が西口に出陣すべく宇都宮に着いた旨述べてきたことを伝える。

此度就湯治申、即以御使被仰出候、外聞者所畏入奉存候、悉ニ致相当、明日廿四致出湯候、乍恐可為御悦喜候、御洞中之旁、何も御入魂不大方候、畢竟　屋形様（那須資胤）御威光故候、如何様恐自在所可申達候、将亦義重（佐竹）西口為御調儀、直ニ御着宮（宇都宮）之由申候、肝要至極存候、御世上之指引、雖無申迄候、晴朝（結城）所へ御意見、可為御肝要候、西口至于御出馬者、於御陣下万端可申述候、御吉事重々可奉啓上候条、可被得御意候、恐々謹言、

（天正八年）
壬三月廿三日　　蟠龍斎（水谷正村）

烏山（那須資胤）　　全珍（花押）

御館

【読み下し文】

此の度湯治申すに就き、即ち御使を以って仰せ出され候き。外聞者は畏れ入り存じ奉る所に候。悉くに相当に致り、明日二十四出湯致し候。恐れながら御悦喜たるべく候。御洞（うつろ）中の旁（かたがた）、何も御入魂（じっこん）大方ならず候。

畢竟　屋形様の御威光の故に候。如何様恐るらくは在所より申し達すべく候。将亦義重西口御調儀のため、直に御着宮の由を申し候き。肝要至極に存じ候。御世上の指引、申すまでもなく候といえども、晴朝の所へ御意見、御肝要たるべく候。西口御出馬に至りては、御陣下に於いて万端申し述ぶべく候。御吉事重々啓上し奉るべく候条、御意を得らるべく候。恐々謹言。

一一　伊王野資信書状写（「合編白河石川文書」）

伊王野資信、白川氏に、烏山城で那須氏から「大犯」を申しつけられたことなどを報じる。

急度以使者申達候、仍先度者罷出候処、不始雖申事候、被差置種々様々、御懇切之儀共、不浅喜入奉存候、内々如此之儀、即刻可申達候、於烏山大犯被申付而、若者可罷下之由、内儀被申候間、任其意候、愚之事も、為見物罷下候間、則不及御礼候、誠以覚外無極令存候、余御無沙汰候間、今朝為使者申宣候、巨細尚可申上候条、奉省略候、恐々謹言、

（天正十～十八年）
二月十六日　　伊王野
　　資信（花押影）

白川江

追而、御秘蔵之御釜ニ而、御茶被下候事、不浅次第ニ候、如何様夏中罷出、御手前乍憚侘言可申候、以上、

【読み下し文】

急度使者を以って申し達し候。仍って先度は罷り出で候つる処、始めてならず申す事候と雖も、種々様々を差し置かれ、御懇切の儀共、浅からず喜び入り存じ奉り候き。内々此の如き儀、即刻申し達すべく候。烏山に於いて大犯申し付けらるにて、若しくは罷り下るべきの由、内儀に申され候つる間、其の意に任せ候。愚の事も、見物のため罷り下り候つる間、則ち御礼に及ばず候き。誠に以って覚えの外極まりなく存ぜしめ候。余りに御無沙汰に候つる間、今朝使者をなし申し宣べ候き。巨細尚申し上ぐべく候条、省略し奉り候。恐々謹言。

追って、御秘蔵の御釜にて、御茶下され候つる事、浅からざる次第に候。如何様夏中に罷り出で、御手前憚りながら侘言申すべく候。以上。

一二　孝山（小山秀綱）書状案（「立石知満氏所蔵文書」）

孝山（小山秀綱）、烏山南の那須資胤に、祇園城が北条方より織田信長の重臣滝川一益の手を経て返還されるとの情報を伝える。

如承意遥々不申通意外迄候、仍羚羊寄思召越給候、好物之上賞翫此事候、

仍祇園去十八滝川（一益）所江自南方（北条氏）被相渡候、爰許江滝左（滝川一益）可被相渡分ニ候、聞召可為御満足候、扨亦愚痛気于今樫与無之候、雖然種々令養性候条、少減気之様ニ候、御使以下被指越儀、堅々不可叶候、御吉事重而恐々謹言、

（天正十年）五月廿六日　　孝山（小山秀綱）判

烏山南江（那須資胤）

【読み下し文】

承意の如く遥々申し通ぜず意外までに候。仍って羚羊思し召し寄せ越し給わり候き。好物の上賞翫此の事候。仍って祇園去る十八滝川の所へ南方より相渡され候き。爰許へ滝左相渡さるべき分に候。聞こし召し御満足たるべく候。扨亦愚痛気今に樫と之なく候。然りと雖も種々養性せしめ候つるの条、少し減気の様に候。御使以下指越さるる儀、堅く堅く叶うべからず候。御吉事重ねて恐々謹言。

一三　佐竹義重起請文（大田原市那須与一伝承館寄託「金剛寿院文書」）

佐竹義重、那須資晴父子に、世上浮沈共に申し合わせる旨記した起請文を送る。

起請文

右意趣者、度々以証文雖申合候、猶於向後も於此地、世上浮沈共資晴（那須）御父子へ無二可申合候事、付互之蜜（密）事不可有他言候、并佞人之取成候者、則糺明可申事、

若此義於偽者、

上者梵天帝尺、四大天王、下者堅牢地神、熊野三所大権現、日光三所権現、当国鹿嶋大明神、八幡大菩薩、別而愛宕大権現、惣而日本国中大小神祇、即可蒙御罰者也、

仍如件、

天正十年六月廿四日　　義重（佐竹）（花押）

烏山南（那須資胤）

那須殿（那須資晴）

【読み下し文】

起請文

右意趣は、度々証文を以って申し合わせ候と雖も、猶向後に於いても此の地に於いて、世上浮沈共、資晴御父子へ無二に申し合わすべく候事。付、互の蜜事他言有るべからず候。并に佞人の取り成し候わば、則ち糺明申すべき事。

もし此の義偽りに於いては、

上は梵天帝尺、四大天王、下は堅牢地神、熊野三所大権現、日光三所権現、当国鹿嶋大明神、八幡大菩薩、別して愛宕大権現、惣じて日本国中

大小神祇、即ち御罰を蒙るべき者也。

【補注】

本文書は、熊野牛王宝印の裏に書かれている。

一四　茂木治良書状（「瀧田文書」）

茂木治良、那須資晴に、沢村の地へ出馬なされたと聞いたこと、及び千本氏への警戒について了承したことなどを報じる。

昨夜中之御書中則披見仕候、仍沢村被進御馬之由承候、御様子無御心許奉存候、然者千本用心之儀蒙仰候、今日五日未明ニ親候者被罷越候、其元依御様躰、人衆・足軽以下差越可申候、少も無御隔心可被仰付候、委太田原三川方憑入候間、奉簡略候、恐々謹言、

（天正十二年カ）
三月五日　　茂木
　　治良（花押）

（那須資晴）
烏山

御陣所　江　参

【読み下し文】

昨夜中の御書中則ち披見仕り候き。仍って沢村に御馬を進めらる由承り候き。御様子御心許なく存じ奉り候。然れば千本への用心の儀仰せを蒙り候き。今日五日未明に親しき候者罷り越され候き。其元御様躰により人衆・足軽以下差し越し申すべく候。少しも御隔心なく仰せ付けらるべく候。委しくは太田原三川方に憑み入れ候つるの間、簡略し奉り候。恐々謹言。

一五　多賀谷重経書状（那須烏山市所蔵「平野家文書」）

多賀谷重経、烏山御舘に書状を送り、塩谷の地における那須・宇都宮氏間の抗争に危惧している旨報じる。

依無題目、遥々不申達候、本意之外令存候、然者塩谷境目菟角付而、向彼地御出馬之由及承候、就之自宇都宮も被及御防戦之間、一昨日者互ニ被打向之段及承候、乍恐無御心元奉存候間、使者以申上候、此段可然御披露任入候、恐々謹言、

（天正十三年）
三月廿八日　　多賀谷
　　重経（花押）

（那須資晴）
烏山

御舘□□

【読み下し文】

題目なきにより、遥々申し達せず候き。本意の外に存ぜしめ候。然らば塩谷の境目菟角に付いて、彼の地に向け御出馬の由承り及び候き。之に就き宇都宮よりも御防戦に及ばるるの間、一昨日は互いに打ち向かわるるの段承り及び候き。恐れながら御心元なく存じ奉り候つるの間、使者を以って申し上げ候き。此の段然るべく御披露任せ入り候。恐々謹言。

（天正十三年）
五月八日　　蟠龍斎（水谷正村）　全珍（花押）

烏山御舘

一六　蟠龍斎全珍（水谷正村）書状（「立石知満氏所蔵文書」）

蟠龍斎全珍（水谷正村）、烏山城の那須資晴に、小田原北条方が皆川領から佐野領に陣を移したことや、味方中の一統を望んでいることなどを報じる。

五月之二日之貴札、今日八日参着、具奉披見候、抑去比者、於沢村之御勝利、其尅聊申達候キ、御悦喜之段、節々被露御書面候、且御隔心之至、且過当之至奉存候、内々其以往御当口之様躰無御心元令存候処、近日南衆出張皆川張陳、爰元手透依無之、是非不申達候、無沙汰之至、乍恐無御意元存候処ニ、結句態被仰出候、雖不始御事候、畏入奉存候、南衆去六日佐野（佐竹氏）領へ被移陳候、于今彼口被立馬候由申来候、此上可為如何候哉、太田ニも至り宮領御出馬、定可被及聞召候、於御様躰者、晴朝（結城）可申述候、然者去月十三日重而御勝利、其以後打続度々之御吉事、誠以不及是非候、御本望於都鄙不可有其隠候、万端南衆被納馬候時分、態可申達候、此上之御事者、先々千万之閣御不足、御味方中御一統奉念願候、晴朝（結城）滅亡致眼前候、不御一代御仕合、殊御当代御事者、御好味ニ被参候上、去与而者可被御覧し放事無之候、彼等之処、誠雖才覚申事候、　御南様至り御当代別而被加御不敏候間、有儘申達候、此等之趣、宜被得御意候、恐々謹言、

【読み下し文】

五月の二日の貴札、今日八日参着。具に披見し奉り候き。抑も去んぬる比は、沢村に於いての御勝利、其の尅聊か申し達し候き。御悦喜の段、節々御書面に露され候き。且つうは御隔心の至り、且つうは過当の至りに存じ奉り候。内々其れ以往御当口の様躰御心元なく存ぜしめ候つる処、近日南衆出張し皆川に張陳。爰元手透之なきに依り、是非を申し達せず候き。無沙汰の至り、恐れながら御意元なく存じ候つる処に、結句態と仰せ出され候き。始めてならざる御事に候といえども、畏れ入り存じ奉り候。南衆去んぬる六日佐野領へ陳を移され候き。今に彼の口に馬を立てられ候つる由申し来たり候き。此の上如何たるべく候哉。太田にも宮領に至り御出馬。定めて聞こし召し及ばるべく候。御様躰に於いては、晴朝申し述べるべく候。然らば去んぬる月十三日重ねて御勝利、

其れ以後打続く度々の御吉事、誠に以って是非に及ばず候。御本望都鄙(とひ)に於いて其の隠れ有るべからず候。万端南衆馬を納められ候時分、態(わざ)と申し達すべく候。此の上の御事は、先々千万の御不足を閣(さしお)き、御味方中の御一統を念願し奉り候。晴朝の滅亡眼の前に致し候。御一代ならざる御仕合わせ、殊に御当代の御事は、御好味に参られ候上、去りとては御覧じ放たるべき事之なく候。彼等のところ、誠に才覚に申す事に候といえども、　御南様の御当代に至り、別して御不敏を加えられ候つる間、有りの儘(まま)に申し達し候き。此れらの趣、宜しく御意得(こころえ)らるべく候。恐々謹言。

一七　「下野国供養帳」第三（高野山清浄心院所蔵）

烏山城の北城殿、高野山清浄心院に、中永妙姉禅定尼の月牌供養を依頼する。

那須烏山北城殿立之

月　中永妙姉禅定尼

天正十六　五月十三日

一八　関東八州諸城覚書（「毛利家文書」）

豊臣秀吉の小田原攻めに際して作成された覚書に烏山城の名が見える。

（端裏書）

「関東八州城之覚」

関東八州城之覚

一、相州　小田原氏直居城
一、同　田原大藤長門守
一、相州　油壺北条美濃守
一、豆州　韮山北条美濃守
一、豆州　松山北条十郎
一、同　水見
一、同　小山
一、同　江本

右六ケ所北条陸奥守

一、相州　玉縄北条左衛門大夫
一、同　つく井内藤
一、伊豆　下田笠原清水
一、武蔵　岩つき
一、武州　滝山
一、同　関宿
一、同　栗橋

一、同　河越大同寺九郎右衛門
一、同　おし成田
一、同　くらかね
一、同　前橋
一、上野　沼田

一、武州　江戸遠山右衛門尉
一、武州　はちかた
一、同　ふかや
一、同　箕輪

右六ケ所北条安房守

一、同 松井田大同寺孫九郎
一、下総 臼井原大炊助
一、同 深川外嶋
一、下総 かふら木蕪木駿河守
一、下野 みな川皆川山城守
一、同 とミ田
一、下野 壬生
一、同 日光山

右三ケ所壬生中務

一、同 からす山奈須隆助
一、上総 まんきの城とき大弼居城
一、上総 鶴か城とき弾正大弼抱

右三ケ所土岐少弼

一、上総 小田喜真崎大膳城主也石見守当時代也
一、上総 長南竹田兵部太輔居城
一、上総 池和田竹田兵部抱
一、上総 とけの城坂井伯耆居城
一、常陸 龍かみね同兵衛助

佐竹分城

一、下総 さくら千葉助
一、下総 こかね高木
一、下総 大だい野坂野形部大夫
一、下総 矢はき小窪五郎
一、同 とちき
一、同 なんま
一、同 かのま

一、同 せんほ城千保常陸守
一、上総 へひうかとき大弼抱

一、上総 さぬきの城加藤太郎左衛門
一、上総 かつみ竹田兵部抱
一、上総 とうかね坂井左衛門尉
一、常陸 江戸崎土岐美作守

一、常陸 大田城佐竹義重
一、同 小田梶原源太

小田氏晴分城

一、常陸 藤沢氏晴
一、同 きなまり真田八郎
一、同 ゑびか崎平塚形部大夫
一、同 外崎菅屋上総守
一、 まくの城
一、 結城結城晴友
一、 冨屋多賀谷壱岐守
一、 しんち水野屋番隆斎
一、 宇津宮友綱
一、 かミの川上川左衛門督
一、 西方ノ城西方駿河守
一、 川崎
一、安房 岡本左馬頭居城里見義安
一、安房 かち山安芸守居城正木右衛門大夫
一、上総 かつらの城正木左近大夫居城
一、上総 一宮ノ城鶴見甲斐守居城
一、上総 こいとの城里見甲斐守居城

一、同 片野大田三楽斎
一、同 野口山城守

一、同 土浦菅屋左衛門大夫
一、同 筑葉筑葉為安斎
一、同 花室同弾正忠
一、同 符中府中大条
一、 柿の賀間壁道無斎
一、 下妻城多賀谷下総守
一、 下たての城水野屋伊勢守
一、 山川の城山川右衛門尉
一、 もう賀ノ城波賀十郎
一、 まし子ノ城増子右衛門尉
一、 笠間ノ城笠間新旧斎
一、 狐川塩屋弥六
一、房州 かなや真崎淡路守抱
一、上総 つくろふミ真崎淡路守家城
一、上総 よしうの城同左近大夫抱
一、上総 くるりの城山本越前守

右之九ケ所里見左馬頭義安領分、最前より天下へ馳走之者也、安房・上総二ケ国之主也、

一九　関東八州諸城覚書（「毛利家文書」）

豊臣秀吉の小田原攻めに際して作成された覚書に烏山城の名が見える。

（端裏書）
「関東陣人数付　ここここ」
『関東八州城々ノ覚』

関東八州城之覚

一、相州小田原　氏直　馬廻七百騎
一、同玉縄の城　北条左近門大夫　七百キ
一、同三浦見崎　北条美濃守　五百キ
一、同田原ノ城　大藤長門守　五十キ
一、同つくいの城　内藤　百五十キ
一、伊豆にら山　北条美濃守
一、同下田ノ城　清水笠原　二百キ
一、武蔵岩月ノ城　氏直弟北条十郎　千五百キ
一、同松山ノ城　同
一、同竹山ノ城　氏直伯父北条陸奥守
一、同水見城　同
一、同関宿　同
一、同栗橋　同
一、同小山　同
一、同江之本　同　六ケ所、四千五百キ
一、同川越城　大道寺九郎右衛門尉
一、同江戸ノ城　遠山右衛門尉　千キ
一、同をしの城　成田　千騎
一、同はちかたの城　北条安房守
一、同くらかね　同
一、同ふかや　同
一、同みのわ　同
一、同前橋　同
一、同沼田　六ケ所、五千騎
一、同松枝之城　大道寺孫九郎
一、下野皆川の城　皆川山城守
一、同とぢき　同
一、同とみたの城　一、なんまノ城　四ケ所、千キ
一、同ミぶの城　ミふ中務

一、同　かのまノ城　同
一、同　日光山　同　三ケ所、千五百キ
一、同　江戸崎城　土岐美作守
一、同　龍か嶺　同兵衛助
一、ひたち　木原　進藤
一、下総　さくら　千葉助　三千キ
一、同　臼井城　原大炊助　二千五百キ
一、同　こかね井城　高木　七百キ
一、同　ふ川之城　十嶋　百五十キ
一、同　わう大ノ城　板野刑部大夫　百五十キ
一、同　かふらき城　蕪木駿河守　三百キ
一、同　矢はきの城　小窪五郎
一、同　とうかねの城　坂井右衛門尉　百五十キ
一、同　とけの城　同左衛門佐　三百キ
一、同　長南之城　一、池和田之城　一、かつミの城
三ケ所、長南刑部大夫　千五百キ
一、まん木ノ城　一、へびうかの城　一、靏賀ノ城
三ケ所、土岐少弼　千キ
一、ひたち　大田之城　佐竹義重
一、同　江戸ノ城　一、石塚の城　一、糠田城

一、同　大山之城　一、野口ノ城　一、片野ノ城
一、同　小田之城　以上五千キ
一、ひたち　藤沢之城　小田武晴
一、同　きなまり城　一、土浦の城　一、十崎之城
一、同　ゑびか嶋城　以上三千キ
一、同　苻中ノ大条　一、苻中ノ城
一、同　まかへノ城　一、柿のかの城
一、同　結木晴友　一、結木の城
一、同　下たての城　一、山川の城
一、同　下妻ノ城　以上三千キ
一、下つけ　宇津の宮友綱　一、宇津の宮城　一、もうかのしろ
一、同　上ミね川ノ城　一、川崎ノ城　一、増子ノ城
一、同　笠間之城　以上三千キ
一、同　奈須隆祐　一、からす山城　一、千穂之城
一、同　大田原ノ城　一、柵山の城　以上千五百キ
一、安房国　さつミ義晴　一、岡本之城　一、かち山之城
一、つくろふミ城　一、さぬき城　一、小いとの城
一、くるりの城　一、かつらの城　一、おつ木の城
一、おたきの城　以上三千キ

二〇　関秀長書状（「浅野文書」）

関秀長、浅野長吉に、豊臣秀吉から烏山城の接収を命じられ赴いて来た旨報じる。

以上、

先尅以飛札申上候処ニ、御使ニ何方へ哉らん被成御越候与申、従御本陣飛脚罷還候条、重而申上候、那須烏山之城請取居申候へ与被仰出、俄ニ罷越有事候、爰元御用之儀御座候者、可被仰付候、従会津御帰陣、無御失念被召烈候様ニ、御取合奉頼存候、恐惶謹言、

（天正十八年）
八月五日　　関勝左衛門尉
　　秀長（花押）

（浅野長吉）
浅弾正様

人々御中

【読み下し文】

先尅飛札を以って申し上げ候つる処に、御使に何方へやらん御越し成なされ候と申し、御本陣より飛脚罷り還り候つるの条、重ねて申し上げ候。那須烏山の城請け取り居り申し候へと仰せ出され、俄かに罷り越し有る事に候。爰元御用の儀御座候わば、仰せ付けらるべく候。会津より御帰陣。御失念なく召し烈せられ候様に、御取合わせ頼み奉り存じ候。恐惶謹言。

二一　佐竹義重書状（「平沼伊兵衛氏所蔵文書」）

佐竹義重、興野氏に、烏山城が改易になったことを同情し、永楽壱万疋の地で召し抱える旨報じる。

態令啓達候、依無指事、常不申通、疎略之至、非面談者更不可謝之、仍其方事、義昭（佐竹）以来数度以書状雖招請、那須次郎依遺孫、不令首尾、無是非打過候所、不慮此度烏山没洛（落）之間、我等茂乍悲歎、日来之本望有此事、若被許容者、於便宜之郷村、永楽壱万疋之地可令合力候、勿論由緒存之上、小場等之与門葉可為同礼候、心底之趣、難尽筆紙不具、謹言、

（天正十八年）
八月十一日　　源義重（花押）

興野殿

御館

【読み下し文】

態と啓達せしめ候。指したる事なきに依り、常に申し通ぜず、疎略の至り、面談にあらずんば、更に之を謝すべからず。仍って其方の事、義昭

以来数度書状を以って招請すと雖も、那須次郎の遺孫に依り、首尾せず、是非なく打ち過ぎ候つる所、不慮に此の度烏山没洛するの間、我等も悲歎ながら、日来（ひごろ）の本望此の事に有り。若（もし）許容せらるれば、便宜の郷村に於いて、永楽壱万疋の地合力せしむべく候。勿論由緒存ずる上は、小場等の門葉と同礼たるべく候。心底の趣、筆紙に尽しがたく、具（つぶさ）にせず。謹言。

二二　佐竹義重書状写（「興野文書」）

佐竹義重、興野次郎太夫に、烏山城が改易になったことを同情し、永楽三百貫の地で召し抱える旨報じる。

態令啓達候、依無指事、常不申通、疎略之至、非面談者更不可謝之、仍而其方事、義昭（佐竹）以来数度以書状雖招□（請）、那須次郎依遺孫、不令首尾、無是非打過□□（候所）、不慮此度烏山没落之間、我等義乍悲歎、日来之本望有此事、若被許容者、於便宜之郷村、永楽三百貫之地可令合力、勿論由緒存之上、此方之□□（候脱カ）可為同礼候、心底之趣、難尽筆紙不具、謹言、

（天正十八年）八月十一日　　源義重　書判

進上　興野次郎太夫殿

【読み下し文】

態と啓達せしめ候。指たる事なきに依り、常に申し通ぜず、疎略の至り、面談にあらずんば、更に之を謝すべからず。仍って其方の事、義昭以来数度書状を以って招□（請）すと雖も、那須次郎の遺孫に依り、首尾せず、是非なく打過ぎ□つる□、不慮に此の度烏山没落するの間、我等義悲歎ながら、日来の本望此の事に有り。若（もし）許容せらるれば、便宜の郷村に於いて、永楽三百貫の地、合力せしむべく候。勿論由緒を存ずる上は、此の方の□□同礼たるべく候。心底の趣、筆紙に尽しがたく、具（つぶさ）にせず。謹言。

二三　「武家雑章録」

豊臣秀吉時代の烏山城主成田氏の石高が十二万石と伝えられる。

太閤秀吉公御在世諸侯分限之略

（中略）

是より内府公御旗下之分也

野州宇都宮　一、十八万石　蒲生飛騨守

野州結城、関原以後六十七万石　一、十万石　結城三河守

房州館山　一、九万二千石　里見安房守

野州　一、六万石　那須衆七人

野州下妻
一、六万石　多賀谷修理亮
下野佐野
一、三万九千石　佐野修理太夫
下野皆川
一、三万石　皆川山城守
野州
一、二万五千石　水谷左京太夫
野州烏山
一、二万石　成田左衛門佐
野州山川
一、二万石　山川民部少輔

右ノ外、内府公御譜代大名ハ御年譜之巻ニ具ナリ、太閤秀吉公時代ノ大名、多ハ関ケ原ノ時断絶、其外御二・三代迄有之候大小名ノ家断絶ハ、近代武家盛衰記ニ見ユ、

右諸侯分限ノ記ハ、山内伝右衛門藤原重長書副者也、

二四　那須資晴願文（大田原市那須与一伝承館寄託「那須文書」）

那須資晴、宮原八幡宮に願文を捧げ、烏山城に戻れた際には、宮原八幡宮の本殿を筑紫山に移し、新宿に鳥居を立てることなどを約束する。

宮原八幡大菩薩
御立願之状

一、烏山江本意於有之者、御殿筑紫山江被為引、新宿江鳥井お立可申事、
一、御神領之儀、幡田之替可申事、
付、禰宜光明寺屋敷可被下也、
一、楼門・廻廊立可申事、
慶長八年卯月廿八日　藤原資晴（那須）（花押）

【読み下し文】

宮原八幡大菩薩
御立願の状
一、烏山へ本意之有るに於いては、御殿筑紫山へ引かせられ、新宿へ鳥井を立て申すべき事。
一、御神領の儀、幡田の替え申すべき事。
付（つけたり）、禰宜光明寺屋敷下さるべき也。
一、楼門・廻廊立て申すべき事。

【補注】

本文書は、江戸時代の文書であるが、内容的に戦国時代的な面を含むことより、戦国時代・豊臣政権期編に入れた。

二五　「下野国檀那之事」抜粋（神宮文庫所蔵）

那須藤王丸の舎弟那須弥一、住地の烏山城の西城に因み「西城殿」と

呼ばれる。

那須殿今ハ冨久原ト云所ニ御入候、
那須之分　御城ノ名烏山ト申候、
文ハ烏子、御奉行所書也、但藤王丸殿ト也、
一、藤王丸殿、那須殿御事也、
御土産　杉原弐帖・油煙壱丁、
御初ハ弐百文、近年之事也、
（中略）
能杉、鳥也、
一、西城殿　杉原二帖・油煙壱丁、初廿十疋（ママ）、
□□□（今那須カ）弥一殿ト申候、なす殿舎弟也、
同　上様江　帯・くし
杉
一、冨岡河内守殿　帯・くし
右ノ人西城殿そうしや也、

【補注】

本文書は、近世初期ないし前期のものであるが、内容的に戦国時代的な面も含むことより、戦国時代・豊臣政権期編に入れた。

二　江戸時代以降

二六　大久保常春下知書（「若林宏雄家文書」）

大久保常春、用人たちに、烏山城主を徳川将軍から命じられ、五千石を加増された旨報じる。

今日不存寄於　御前御念比之以上意烏山之城主被　仰付、御加増五千石拝領仕、意外之難有仕合奉存候、奥方へも其方ニも早々可申聞候、其方事、早々御老中仲間西丸方へも廻り可申候、御側衆之内主殿殿・遠江殿・内匠殿なと御城近所之分ハ、何畳今日廻り可申候、某者退出おそく可有之候間、家老共・用人共相寄、宜取斗旨可申候、

（享保十年十月）十八日　　（大久保常春）佐渡

用人共

【読み下し文】

今日存じ寄らず　御前に於いて御念比（ねんごろ）の上意を以って烏山の城主　仰せ付けられ、御加増五千石拝領仕（つかまつ）り、意外の有り難き仕合（しあわせ）に存じ奉り候。奥方へも其方にも早々申し聞かすべく候。其方事、早々御老中仲間西丸方へも廻り申すべく候。御側（おそば）衆の内主殿（とのも）殿・遠江殿・内匠（たくみ）殿など御城近所の分は、何畳今日廻り申すべく候。某（それがし）は退出おそく之有るべく候間、家老共・用人共相寄り、宜しく取り斗（はから）うべき旨申すべく候。

【補注】

本文書は、大久保常春が享保十年（一七二五）十月十八日に稲垣氏に代わって烏山城地を徳川将軍から拝領した時の状況が窺い知れるものである。

二七　烏山御城請取人数初中後勤方の覚書（「喜多山源治家文書」）

大久保氏が烏山城を請け取った際の家臣たちの勤め方分担が記される。

（表紙ウハ書）

「　享保十一丙午年

烏山御城請取人数初中後

勤方之覚

三月　　」

壱番立　三月四日出立

同　七日烏山着

（中略）

二番立　三月九日立

同　十二日烏山着

（中略）

三番立　三月十二日出立

同　十五日烏山着

（中略）

烏山御城請取人数手配之覚

一、追手番所　　物頭　深尾左源治

給人　黒田貞右衛門

足軽小頭壱人　足軽手明壱人

御幕　片長持入　下番壱人　中間壱人

御鉄炮　五挺　足軽五人

御弓　三張　同　三人

御長柄　五本　長柄之者五人

矢箱　壱荷　中間壱人

玉箱　壱荷　同　壱人

三道具　壱組　棒　五本　灯燈台　二　松明　五本　早縄　三筋

右五色ハ御番所附渡り

一、神長口　給人　武内藤兵衛

足軽小頭壱人　足軽壱人　下番壱人

鉄炮　二挺　足軽二人

弓　一張　同　一人

長柄　三本　長柄之者三人

幕　片　中間壱人
三道具一組　棒三本　灯燈台二　松明五本　早縄三筋
右五色ハ御番所附渡り
一、滝田口　給人　加藤与右衛門
足軽小頭壱人　足軽壱人　下番壱人
鉄炮　二挺　足軽二人
弓　一張　同　一人
長柄　三本　長柄之者三人
幕　片　中間一人
三道具一組　棒三本　灯燈台二　松明五本　早縄三筋
右五色ハ御番所附渡り
一、釜ケ入口　給人　岡山伴助
足軽壱人　下番壱人　鉄炮二挺　足軽二人
弓　壱張　足軽壱人　三道具一組
棒　二本　松明三本　早縄弐筋
右四色ハ御番所附渡り
一、七曲口　給人　関口庄蔵
足軽一人　下番一人　鉄炮二挺　足軽二人
弓　一張　足軽一人
三道具一組　棒二本　松明三本　早縄二筋
右四色ハ御番所附渡り
一、車橋　給人　宮代茂兵衛
足軽一人　下番一人　鉄炮二挺　足軽二人
弓　一張　同　一人
三道具一組　棒二本　松明三本　早縄二筋
右四色ハ御番所附渡り
一、桜門　足軽二人　下番一人
一、井戸沢口　給人　大嶋忠左衛門
足軽一人　下番一人　鉄炮二挺　足軽二人
弓　一張　足軽一人　三道具一組　棒二本
松明三本　早縄二筋
右四色ハ御番所附渡り
一、十二曲口　足軽一人　下番一人
一、煙硝蔵前　足軽一人　下番一人
鉄炮一挺足軽一人　弓一張足軽一人
三道具一組　棒三本　松明二本　早縄二筋
右四色ハ御番所附渡り
一、御本丸前　足軽一人　下番一人
鉄炮二挺　足軽二人
三道具一組　棒三本　松明二本　早縄二筋

右四色ハ御番所附渡り御立願の状

一、北町口　足軽一人

一、御本丸御広間　物頭　平井源太夫

徒　栗田甚介

一、三ノ丸御広間　番頭　山﨑治部左衛門

給人河合半太夫　同福井弥藤次

徒　川口安兵衛

一、同所表御門　足軽二人　下番一人

棒　二本　此方ヨリ出ス

一、同所裏　御門足軽一人　下番一人

棒一本　此方ヨリ出ス

一、同所御勝手詰御家老　平野清左衛門

堀越多宮　御用人吉田勘四郎

寺社町奉行小嶋安太夫　郡奉行三上林右衛門

大目付村野源五　医師津田立意

御中小姓平野弥助・吉田治助・田中新助

御用部屋御家老附伊能助右衛門・越山番右衛門

賄方岸九兵衛　料理人船曳作右衛門

勘定方書役原清次郎・池谷源六

坊主足立閑竹　下目付一人　働中間三人

一、会所門　足軽一人　下番一人

棒二本　此方ヨリ出ス

一、太鼓楼　大塚源兵衛　中間一人

一、下台所口　足軽一人

一、作事小屋　御城番徒　大原五太夫

同心一人　中間一人

一、厩　御中小姓　沢代蔵

御厩小頭　七兵衛　御中間小頭忠左衛門

一、牢屋敷　足軽一人

一、牢長屋脇門　足軽一人

一、高札建替　普請方大石安右衛門

（下略）

【補注】

この覚書には大久保氏が享保十一年三月に前藩主稲垣氏から烏山城を請け取った際に、当時あった城地の名称が記されており興味深い。

二八　野州烏山当御城主覚書（「萩原正敏家文書」）

烏山城主の歴代が記されている。

（表紙ウハ書）
「野州烏山
当御城主覚　附
寿亀山牛城号　」

野州烏山御城主覚写

那須与市宗隆十代刑部太夫資氏次男沢村五郎資重始沢村ニ住、後下境ニ移リ、応永廿四歳寿亀山再城築住、今烏山ト言、

那須越後守　資持
同　伊予守　資実
同　左衛門大夫　資房
同　壱岐守　政資
同　修理太夫　高資
同　修理太夫　資胤
那須修理太夫　資晴

此時乱世ニ而小田原北条氏政父子と合、大閤秀吉ヱ無出仕、依之当城被召上、此時大田原・黒羽・芦野・伊王野・千本・佐久山七騎持高知行差出出仕、本領被下候頃ハ天正十八歳壬寅也、

尾張内府信雄卿烏山城受取

成田下総守　氏国
同　左衛門尉　氏長
同　左馬守　康基
同　新十郎　康高

領知被召上、勢州津城ヱ御預ケ、成田氏元和八年迄三十三年也、

松下石見守　忠房

元和九年癸亥拝領、寛永三丙寅歳奥州三春ヱ国替、

堀　美作守　親良
同　美作守　親昌

寛永三年移リ、寛文十弐子ノ歳信州飯田ヱ御国替、四十六年御在城、

板倉内膳正　重矩
板倉内膳正　重道

寛文十二子歳より居城、延宝丙歳二月廿五日被仰付、四月十一日武州岩附御国替、御在城拾ケ年、

那須遠江守　資祇
同　与市　資徳

延宝九年より貞享四卯歳十月十六日領知被召上、在城七年、

永井伊賀守　直徳

貞享四卯十一月廿五日より元禄十五午九月三日播州赤穂ヱ国替、在城十八年、

稲垣対馬守　　重富
同　和泉守　　重量
元禄十五午十一月廿五日より在城、享保十一年午三月志州鳥羽ヱ国
替、御在城廿五年、
大久保佐渡守常春
享保十一午歳三月廿一日より御城（ママ）
享保十六亥九月九日御他界
（中略）
安永九庚子歳二月吉日写之、
主　萩原直方

【補注】
この古記録は、江戸時代後期安永九年（一七八〇）二月に萩原直方によって書写されたもので、鳥山城主としては大久保常春の代まで記されている。なお、中略の部分には、鳥山城下の木戸から城下境までの距離や城下の地代、家数などが記されている。

二九　鳥山由緒書抜（那須烏山市所蔵「大鐘家文書」）

鳥山城主の歴代が記されている。

沢村五郎資重那須与一宗隆十代形部大輔資氏之次男也
始メ沢村ノ家ヲ継キ、故ニ沢村五郎ト云テ文化十二年迄三百五十応永廿一年兄越後
守資之ト不和ニシテ、既ニ合戦ニ及シニ、資重終ニ敗北シ、沢村之舘ヲ捨テ下
境ニ退ク、先祖須藤三郎資之居城稲積ノ旧城ヲ再興シテ居舘トス、是ヨリ福
原ノ家ヲ上ノ庄ノ那須家ト云フ、下境ノ舘ヲ下ノ庄之那須家ト云フ、那須氏
両家ニ別ル、
那須越前守資持　資重之嫡子
上ノ庄ト和シテ、沢村ヲ改メ那須氏トナルナリ、
同伊予守資実　資持之嫡子
三百五十年間（ママ）、応永年中烏山ニ城ヲ築ク、移住ス、烏山城ノ元祖ナリ、此
頃筑紫山八幡宮ヲ宮原ニ移ス、古本ニ応永廿四年沢村五郎資重烏山ノ城
ヲ築クトアルハ元那ス記ヨリ出タル説ニテ誤リ
三百四拾六年明応九庚亥年天性寺建今福泉坊ノ後ロノ山ハ寺地ナリ
同左衛門資房　資実之嫡子
三百九年永正十一戌年泉渓寺ヲ下境ヨリ移ス、今ノ中長屋ノ上ニ寺地アレリ、
同十三午年上ノ庄共ニ兼帯シテ八万石ヲ領ス、
同壱岐守政資　資房ノ嫡子
同修理大夫高資　政資ノ嫡子
二百八拾六年、天文十七年申、宝光院建、
同修理大夫資胤　政資ノ嫡子

二百六十四年、永禄三庚申年牛頭天王ヲ大桶村ヨリ烏山ニ移ス、同六年遷スト云フハ誤ナリ

永禄四酉年慈願寺建、善西ノ開基天和二年ノ書抜ニアレリ

享保十二未年ノ書出ニハ貞応二未年那須肥前守資持入道信願坊ト開基アルハ疑ヒ

二百五拾九年、同八巳年延命院建、天正二戌年成性(ママ)院建、夷子ノ宮建ツ、

天正八辰年光福院建、同十午年大楽院建、

同修理大夫資晴　資実ノ嫡子

二百四拾年、天正十三酉年十二月八日瀧村大平寺ニ於テ、千本父子共ニ殺サル、同十七年妙光寺建、此頃正宝院ト云フ、

同十八寅年秀吉公小田原征伐ノ時、資晴御陣所ニ参向セラレサル、故ニ小田原落城ノ後、烏山ノ城ヲ被召放、佐良土ニ退ク、明応年中資実烏山ノ城創業アリテヨリ、資晴迄テ六代、年数八拾余年ニテ那須氏中絶ス、秀吉卿織田信雄卿ニ烏山ノ城ヲ預ケシム、

古本ニ織田内府信雄卿ヲ烏山ノ城主ニ加シハ誤、尾張ノ大輔ト書モ誤リ、大輔ニアラズ、内府ナリ、信雄卿此時尾張国清須ノ城主ニシテ内大臣ナリ、故ニ尾張内府ト称ス、

成田下総守氏長　二万石

下総守氏泰ノ嫡子ナリ、始メ左馬之介ト云、古本ニ左衛門尉ト書シハ誤ナリ、始メハ武州忍ノ城主、天正十九卯年二百三十三年秀吉公ノ命ニ仍テ烏山ノ城ニ移ル古本ニハ天正十八寅年成田下総守氏国烏山ニ移ルトアルハ違ヒナリ、委鋪ハ関八州古戦録并ニ藩幹譜ニアリ、

天正十九卯年金剛寿院ヲ福原ニ移ス、跡ニ一乗院建、

同年三学院建一乗院三学院天正十七年ノ開基ハ疑シ天正十八年ノ開基モ疑シ同年能泉寺建、今ノ下長家寺地ナリ、

同新十郎康高　氏長ノ嫡子

二百三拾年、文禄三午年善念寺建、同四未年大宝院建、

同左馬介康基　氏長ノ嫡子

二百二十五年、慶長四亥年薬師寺寺内ノ薬師寺堂大同二年ノ開基トハ疑シ

同左馬介康基(ママ)　氏長ノ次男ナリ

二百七年、元和元年大坂出陣ノ時、左馬介手勢ニ首六十八討取、同八年成福院建、成田氏ハ、元和八戌年十一月左馬介康基ノ死後、弟内記康直ト新十郎康高ノ子成長ト叔父・甥家督ヲ争ヒ、家内二ツニ別レ騒動ナシ、家名滅亡ス、

松下石見守重綱忠房ト書ハ誤リ　二万石　松下嘉兵衛之綱ノ孫ナリ

百九拾九年、元和九亥年烏山ニ移ル移ルト或説ニ下総国小弓ヨリ、烏山ニ住シテ寛永四卯年奥州二本松ニ移ル、

古本ニハ寛永三寅年奥三春ヱ越ストアルハ誤リ、三春ヱハ重綱ノ子長綱ノ代寛永五辰年二本松ヱ移リシナ

リ、委クハ藩幹譜ニアリ、

堀美作守親良　二万石

堀久太郎秀政ノ次男ナリ、慶長十一年真岡ニテ一万二千石賜リ、後美濃国ニ移ル寛永三寅年ニ移ルハ誤リ、

同美作守親昌　親良嫡子

百六十年、万治二亥年烏山ノ城三ノ丸ヲ築ク、寛文元丑年滝田村東江寺建、堀氏菩提所也、

同十二年子、堀氏信州飯田ニ移ル、此年東江寺モ飯田ニ移ス、此時東江寺ノ山門ヲ滝ノ観世仁王門ト成ス、外門ハ善念寺ノ裏門トナス、華鯨ハ一乗院ニ寄附ス善念寺ノ門ハ寛政十年ニ焼出ス、堀氏二代ニテ四十六年烏山ニ住ス大筒ニ挺ニノ丸ニ残シ置ク、

板倉内膳正重矩　知行高未詳

寛永十五戊寅年正月肥前島原ニテ討死セシ内膳正重昌ノ嫡子ナリ、

寛文十二壬子年参州ヨリ移ル、参州ニテハ四万石ヲ領ス、

古本ニ重義トアルハ誤リ、重義ハ重矩ノ嫡男ニシテ伯耆守義良ト云フテ備中国庭瀬ノ板倉ノ元祖ナリ、

同石見守重道重種トモ云フ重矩ノ次男

後内膳ノ正ト改名ス、

古本ニ重通ト書セシハ誤、天性寺ニ奉納ノ香爐ニ重道トアリ、

百六拾一年、延宝三卯年烏山ノ家中ヲ広ム、此年泉渓寺・天性寺・能泉寺等ヲ今ノ地ニ移ス、此時ヨリ旧地ノ形ヲ委鋪改之、追手口・神長口・滝田口三ケ所ニ門ヲ建ツ、今ノ藩中ト成ル、又町並ヲ直シ木戸・舛方等ヲ作ル、

同八申年内膳正重道老中ヲ勤メ、同九酉年改元、天和元年トナル、此年内膳正重道役御免ニナル、信州坂元ヱ越ス、板倉氏二代ニシテ十ケ年烏山ニ住ス、赤坂町宮下某カ記シタル天王祭礼記ニ信州坂本ニ越トアルハ誤、坂本ニ非ス、坂木ナリ、古本ニ板倉内膳正重道天和元年武州岩附ニ越ストハ疑ヒナリ、岩槻城ニハ延宝申年ヨリ天和二戌年マテ三ケ年ハ戸田山城守忠昌居城シテ今ハ大岡氏ナリ、岩槻城ニハ板倉公ノ住シタル事不見、板倉氏ハ信州坂木ヱ越テ、三万石ヲ領シ、重道ノ男甲斐守重寛ノ代元禄十三年福島ニ移ル、

那須遠江守資祗　資弥書ハ誤リ　二万石

増山弾正忠正利ノ舎弟ナリ、始メハ権之助ト云フ、那須美濃守資重ノ養子トナル、遠江守資祗ト改ム、天和元酉年福原ヨリ烏山ニ移ル、但シ福原ニテハ一万三千石ヲ領ス、此年加増シテ二万石トナル、天正十八寅年ヨリ九十二年ニテ那須氏烏山ニ還住ス、

同　与一資徳　天和元年熊田村ノ内宿・山ノ根両組御料ニナル、

実ハ津軽越中守信政ノ次男ナリ、那須家ノ養子トナル、貞享四卯年八月十七歳ニテ家督、然ルニ養父遠江守ノ妾腹ノ子ニ福原図書資豊ト云フ者有、那須ノ家ヲ継ガン事ヲ無念ニ思ヒ、母諸共東都ニ出テ伯父平野丹波守ト相談シ那須

ノ実子ハ某ナリト、然ルニ実子ヲ捨テ他ノ家ヨリ養子ニナシタル次男ヲ言上ス、仍テ図書ハ丹波守ニ御預ケ、与一ハ実父越中守ニ御預ケ、烏山城被召上、城地引渡シノ御上使トシテ土岐伊予守（本陣一乗院ナリ）、御目付柴田三左ヱ門・中根半十郎、御代官南條金左ヱ門、其他役人数十人、城請取ハ宇都宮ノ城主奥平美作守（向田村止宿所ニテ）（松山重蔵氏）請取、十一月六日ナリ、此時那須家ノ武器ハ烏山ノ城付ニナル、今ニ烏山ニ有鉄鉋ハ丸一文字ノ紋付タルハ、那須氏ヨリノ残品ナリ、那須氏二代ニテ七年烏山ニ住ス、其后チ元禄十四年被召出、福原ニテ千石賜、定府ニナル、

永井伊賀守尚敬　三万石

貞享四（卯）年烏山ニ移ル（何方ヨリ移ヤ未詳）（或説ニ和州宇多ヨリ移ルト云フ）

元禄元年領分中ニ藪役・夫役等金ニテ納ムルコトニナル、

同十年熊田村ノ宿・山根両組烏山領ニ戻ル、此時ヨリ新ノ字ヲ加ヒ、新熊田村ト云フテ今ニ別村ナリ、

同十五年午十一月播州赤穂ニ越ス、此年烏山無城主故、物成ハ御料方ニ納ニナル、公儀御代官比企長左ヱ門ヨリ免状渡リシナク、永井氏一代ニテ十六年烏山ニ住ス、

稲垣対馬守重富　三万石

始メハ参州刈谷城ニ住シ、元禄十五年ニ上総国大田喜ニ移ル（高富ト書ハ誤ナリ）、

同十六（未）年烏山ニ移ル、

同信濃守昭賢（保富ト書ハ誤リナリ、後和泉摂津守）

烏山愛宕社宇ニ掛タル絵馬ニ、正徳五（未）年稲垣氏重相ト有ハ、此摂津守ノ名乗ナルヤ、余人ナルカ、然シカラス、始メ重相ト云フ、後ニ昭賢トナル、享保十一年志摩ノ鳥羽ヱ越ス（伊勢ノ鳥羽ハ誤ナリ）、

稲垣氏二代ニテ廿四年烏山ニ住ス、

大久保佐渡守常春　始メ山城守

九十年、享保十一（丙午）年三月廿一日烏山城ヲ拝領ス、始メハ江州三雲ニテ一万二千石、丹波ニテ三千石、都合一万五千石ナリ、享保十一年ニ烏山城ヲ賜リ、五千石加増シテ、野州ニテ二万石ヲ領シ、此頃君年寄ヲ勤ム、同十二（未）年九月十三日城地一見トシテ入部ス、同月十七日日光ニ越ス、同十三年（申）四月有徳院殿吉宗公日光御社参之時供奉、同年五月相州厚木ニテ一万石加増ス、三万石トナル、同年九月八日卒ス、

同山城守忠胤　始メ伊豆守

享保十三（申）年家督、宝暦九年隠居、安永八（亥）年七月廿八日卒ス、

同佐渡守忠郷　忠胤ノ嫡子

宝暦九年家督、同十二（午）年初入部、

同山城守忠喜　忠胤次男

明和六年兄忠郷早世ニ仍テ弟藤九郎家督、安永四（未）年初入部、文化二（丑）年深川ニ隠居ス、文化九（申）年八月十日卒ス、

同佐渡守忠成（実ハ肥前島原之城主松平主殿頭忠恕ノ三男）

文化二年家督、同三寅年初入部、
同近江守忠保　幼名市十郎
文化九年任官、室肥前唐津ノ城主水野和泉守忠光ノ娘

烏山城創業之話

延宝年中板倉内膳正重道侯諸学士ニ命シテ烏山八景ヲ詩作セシメテ泉渓寺ニ蔵ム、其跋ニ、烏山城ハ在下毛国那須郡、資隆ノ裔孫資実与其子資房築此城、以世々住于此、
元禄六癸酉年二月永井伊賀守直敬侯ヨリ恩田村御霊宮ニ寄附有シ銅香爐ノ銘ノ前文ニ、今ノ烏山ノ城ハ、元在東河下境邑、沢村五郎資重右両説何連カ実ナルヤ決シ難シ、按スルニ永井侯ハ那須記ノ説ニ仍テ沢村資重烏山ニ城ヲ移スト書スルハ、信シカタシ、那須記ハ只タ其家名ノ悪ヲ遡ケ、善ヲ顕ハセシ者ナリ、類多シ、亦タ甚敷ニ至リテハ妄説充分ナリ、年代ニ相違シ、種々ニ心ヲ委ネテ以テ取調タレド、是又不明良ノ義モアリト雖モ、大略ヲ記シテ、世々ニ倶備ス、但シ善念寺境内ニ安置アラルヽ、正観音那須与一ノ守リ本尊ナリ、此由緒ハ当山ニ有リ、

【補注】
この古記録は、記載内容から考慮すると、江戸時代後期文化九年（一八一二）以降の江戸時代に書かれたものと思われる。

三〇　那須系図及び烏山城主代々（那須烏山市蔵「中村家文書」）

烏山城主の歴代が記されている。

（表紙ウハ書）
「　那須系図　　『杉（異筆）並平野蔵』　」

鎌足内大臣ヨリ十四代
須藤権守貞信卿始テ那須ヲ領ス、貞信ヨリ五代須藤次郎資房始テ在国、那須武者所、上那須高舘・福原住、資房一子無キニヨリテ弟宗資継家、其子資隆子与一宗隆、形部太輔資氏子資之ヨリ資永迄六代、是上那須代々、断絶、資氏二男沢村五郎資重、応永廿二癸未年八月、下ノ庄興野実任舘ヱ落給、上杉乱ヨリ兄資之ト不和ニシテ烏山ヱ移ル、応永廿四丁酉年烏山ノ城築ク、

烏山城主代々
一、沢村五郎資重
二、越後守資村
三、伊予守資実
四、右衛門太輔資房
五、壱岐守政資
六、　高資

七、修理太輔資胤

八、修理太夫資晴

此時小田原氏政ト一身、秀吉公ヨリ烏山城召ラル、天正十八壬寅也、此時ニ資晴ハ同国佐良土ヱ流ル、幕下大田原・芦野・伊王野・黒羽・福原・千本六人ノ者、秀吉ヨリ分地拝領、烏山ト七騎也、資晴一子左京太夫資景一子美濃守資重一子無クシテ、養子遠江守資祇烏山ヱ移ル、三代福原住ス、烏山之城主八代目那須資晴公、佐良土ニ住ス、法名休山、御子左京太夫資景御子美濃守資重御養子那須遠江守資祇、関白秀吉公奥州御出馬之時、那須太郎資景五歳ニテ、太田原ニテ御目見、此時福原五千石拝領、京都ヱ御帰之資晴、伏見之御城御預ケ有之、分地五千石拝領、都合一万石、此時之供人ハ大田原河内・角田内匠・高瀬大蔵・森田織部是四人也、皆千石ツヽ分地ニテ、都合一万四千石、家老衆大久保左衛門・池沢左近・町井源左衛門、資景之御子資重、弐代資重御死去ノ時九千石上リ地、残地五千石御隠居資景領ス、御病気ニ付、遠江守養子トス、此以後七千石御加増、都合一万弐千石也、

尾張内府　織田信雄

天正十八年烏山城請取住ス

九、成田下総守氏国　天正十八年ニ拝領、

十、同　左衛門氏長

十一、同　新重郎康高

十二、同　左馬頭康基

以上四代三十三年住、元和八壬戌年元和八壬戌年烏山地召上ラル、

十三、松下石見守忠房

下総国張（ママ）ヨリ国替ニテ移ル、三年住ス、元和九癸亥拝領、寛永三丙寅年三春江国替、

十四、堀　美作守親良

寛永三丙寅年拝領、

十五、同　美作守親昌

寛文十二壬子年信州飯田ヱ国替、寛永ヨリ二代四十六年住ス、

十六、板倉内膳正重義

寛文十二壬子年拝領、

十七、同　内膳正重重

天和元年武州岩付ヱ国替、二代九年住ス、

十八、那須遠江守資祇

天和元辛酉年城地拝領、与一宗隆ヨリ廿一代、天正十八年ヨリ九十一年ニテ帰移給、

十九、同　与市資徳

貞享四年九月廿三日家督相続、同十月十四日城地召上ラレ断絶、

廿、永井伊賀守直敬

貞享四丁卯年二月拝領、元禄十五午年播州赤穂ヱ国替、十六年住ス、

廿一、稲垣対馬守重富

元禄十五午年拝領、享保十一丙午年三月廿一日志州鳥羽国替、

廿二、同　摂津守重量

廿三、大久保佐渡守常春

享保十一丙午年三月廿一日拝領、

同　山城守忠胤

同　佐渡守忠高
同　山城守忠喜
同　佐渡守忠成
同　佐渡守忠保

【補注】
この古記録は、幕末期嘉永元年（一八四八）十月八日に死去した大久保忠保までが記され、次の代の大久保忠美の名が記載されていないことを考慮すると、幕末期以降に成立したものと思われる。

三一　烏山由緒書（那須烏山市蔵「平野家文書」）

烏山城の縄張が記されている。

烏山の御城ハ五城三塚之地也、五城ハ御本丸・古御本丸・北城・中城・西城是五城也、三塚ハ若狭塚・常盤曲輪・大野くるわ、是三曲輪、御城ゟ東は中川、南は筑紫山、西は長者ケ嶺、北は比丘尼山・霧ケ沢、御城下桜井里、いにしへ桜井郷に式嶋乃道に心よせし人有、名も桜井にすミなからいかて朽し果んやと都江上り、花下の執筆を望侍る、（下略）

【補注】
この古記録は、幕末期以降の成立と思われる。

三　参考史料

三二　「那須記」

（1）那須資重、烏山の高山に城を築いたという。

資重帝釈山観音立願事付烏山城築事（「巻之五」所収）

去程ニ沢村五郎資重ハ、其日の合戦ニ味方左已（サノミヲクレ）後共、見ゑされとも、光秀（大依）討死しけれハ、先興野か館に為入給ひて強く御用心ましけるか、同郡下境中川の辺社究竟の所迚城ニ為築、此ニ籠城被成ける、或時資重（キ）ハ森田・高瀬・本庄・興野等の諸将ヲ被召て宣イけるハ、我兄の命を背申事不本意、仏神ニモ祈り御免を蒙らん事を思也、其付ニ武茂帝釈山の観音ハ御利生御座有由兼而聞伝、連座の人々承り、思召段御尤、天然当然所也、神明仏陀も御のふじゆましまさん事必定ニ存候、然ハ御参詣ましませとて、資重の御供して帝釈山に詣てける、（中略）然に応永二十三年鎌倉持氏御居城を為開給へハ国々乱て不静、依之資重境の城にましまさん事ふかくなりと思召、本庄三河守時氏・興野弥左衛門両人を呼て宣ひける、国々乱て諸士あんとしかたし、此平城に居之用心悪鋪思なり、烏山の高山を能見て、山高して雲をうかつ、谷為深霧谷をうつむ、東の麓ハ中川と云大河なり、白波岩上を流、縦梶原・佐々木か乗たるする墨・いけ月と云名馬なりとも無左右ハ不可渡、南西ハ釜か入と云昔ハ近江逆徒此ニ籠ニ依テ我魔後ニ釜ノ神ヲ安置シテ、其名ヲ釜入ト号入ト号、谷有、尤深山幽谷なれハ常に人不通、北ハ山続といえゑとも人

馬不得登事ヲ、乍去人夫を寄て為堀切よとそ宣ひける、両人承て、兼而某等も左様ニ存候処ニ今此仰仰を承候、喜入存候とて御前を罷立て、人夫を寄て城を為築せける、比ハ応永二十四年二月上旬より始テ同廿五年正月十七日に御ワたましせさせ給ふそ目出度けれ、（下略）

（2）下那須資房、烏山に居城したという。

塩谷孝綱郎従等起請事（「巻之六」所収）

人皇百五代後柏原天皇御宇比、那須上下左大将両人にて御座有ける、上那須ノ大将越後守資之（ユキ）に四代孫播磨守資親と号ス、福原に居城ス、男女四人ましましける、嫡女ハ宇都宮大将成綱の奥、壱人ハ沢村三郎の室とならせ給ふ、次ハ白河（ハクカ）義永の子息を婿に取当家を継ス、末子ハ男子にて当暦己巳春生給ふ、資久と号し、大関預り堅田の城に居住ス、下那須ハ資重より四代孫右衛門大輔資房と申ける、烏山に居城ス、（下略）

（3）那須資晴、烏山城を退き、上庄の佐良土に城を築き移っていったという。

資晴烏山開退事附館野使者行事（「巻之十四」所収）

（前略）那須家中黒羽大関左衛門尉・大田原備前守・福原雅楽頭・蘆野弥左衛門・伊王野又次郎・千本大和守・森田等の人々ハ資晴（那須）の御前に参シテ申上ケるハ、秀吉（豊臣）公日本国の多勢を以責給ふ間、氏政（北条）一定打負給ハん、然ハ御大事とこそ存候、いそき小田原に御出有て御礼申させ給へと強而申上けれハ、立腹無限て為登給ハん気色もなし、七騎の人々ハ無力御前を罷立内談申けるハ、資晴の御いきとおりにまかせ候ハゝ、必那須中ハむそくに成候へし、我々等は罷登て御礼仕らんと申けれハ、何も此儀に同心し、小田原に参シテ御礼申けれハ、秀吉公御喜有て、本領無違の由被仰出ける、七騎の人々喜ひいさみ那須に帰りける、（中略）資晴御聴聞有て難有御威勢かな、行末の事ハ神意一心に祈念可仕、於帰城（烏山城）ハ健（建）立ハ不及申、一所ハ寄附奉へしと被仰含、上庄に為移給いて、佐良土を為御居城、御普請被成レ、資景（那須）より五百石請させ給いておわします、（下略）

【補注】

「那須記」は、江戸時代前期延宝四年（一六七六）三月に那須郡小口村（現那珂川町）の名主大金重貞が、当該期の那須地域の伝承を基に著した那須氏を中心とした軍記物である。ここでは、便宜烏山城の築城に関する記事と那須資房の烏山城在城記事と那須資晴の烏山城退城の記事を収めた。

なお、「那須記」は『栃木県史』史料編・中世五（栃木県、一九七六年）に全文翻刻収録されているので参照されたい。

三三　「那須拾遺記」

那須資晴、豊臣秀吉により烏山城を取り上げられ、佐良土に立ち退いたという。

秀吉公北条攻付八ケ国諸大名開退の事（「巻之四」所収）

（前略）其後秀吉公（豊臣）ハ小田原を悉く攻落し給ひて、又関左八ケ国の諸士の幕下に来らさる者の罪を糺し給ふ折節、那須修理の太夫資晴旗下へ参らさる事を、御立腹ましく〳〵て、烏山を御取上給ひて、織田信長公の御孫正三位の中将信忠の御子尾張の中納言秀信卿へ給りけれハ、那須資晴城地相違なく明ケ渡し佐良土村へ立退給ひけり、（下略）

【補注】

「那須拾遺記」は、江戸時代中期享保十八年（一七三三）に那須郡湯津上村（現大田原市）の木曽武元が、「那須記」の記載に漏れた那須地域の伝承・名所・旧跡などを著したものである。

なお、「那須拾遺記」は、針生宗伯氏が「継志集」とともに全文翻刻し、『那須拾遺記　附継志集』の題で私家版として一九七〇年に刊行している。参照されたい。

三四　「那須系図説」

（1）那須資実、明応年中に烏山城を築き下境より移住したという（「資実」の項）。

伊予守、烏山城ノ元祖。始ハ下境ニ住ス。明応年中烏山城ヲ築キテ移住ス。此頃ヨリ下境稲積城廃ス。那須記ニハ、応永二十四年、沢村五郎資重烏山城ヲ築クトアリ。此説疑ハシ。延宝年中、板倉石見守重道侯ノ時、泉渓寺ニ納メシ烏山八景ノ詩集ノ跋ニハ、資隆ノ裔孫資実、其子資房ト此城ヲ築キテ住ストアリ。元禄六癸酉年三月、永井伊賀守直敬侯ノ寄附シ給ヒシ恩田村ノ御霊ノ宮ノ香炉ノ銘ニハ、今ノ烏山城ハ元川東下境村ニアリ。後沢村資重、移城烏山ト有リ。右両説何レガ是ナルカ未詳、按ズルニ永井侯ハ那須記ヲ取リ、沢村資重烏山城ヲ築クトシ給ヒシナラン。此系図ニハ板倉侯ヨリ納マリシ詩集ノ跋ヲ以テス。

（2）那須資晴、豊臣秀吉の小田原城攻略により烏山城を棄て佐良土に退いたという（「資晴」の項）。

天正十八寅年、豊臣秀吉公小田原征伐ノ為メ、大軍ヲ引率シ既に豆州三島ニ陣ス。時ニ大関安碩、資晴（那須）ヲ勧メテ三島ニ至ラシム。資晴不応、故ニ大関、芦野、大田原、福原、伊王野、千本等、密談シテ三島ニ至リテ、秀吉公ニ拝謁ス。秀吉公喜ンデ本領安堵之朱印ヲ賜フ。此ノ時ヨリ各直参ト成ル。然ルニ同年七月ニ至リ、北条氏政、戦尽キ切腹シ、小田原既ニ落城ス。因テ資晴モ烏山ヲ棄テ、佐良土ニ退ク。太閤織田信雄ニ下知シテ、令烏山城預、後又成田下総守氏長ニ賜フ。太閤秀吉公、奥州平治ノ時、下野大田

原城ニ旅宿ス。此時モ資晴称病不出。其後資晴先非ヲ悔イテ至伏見、石田、増山(ママ)等ニ就テ、漸々ニシテ秀吉公ニ遂拝謁、佐良土ニテ五千石ヲ賜フ。慶長十四年十二月七日、五十七歳ニテ卒ス。法名不携院殿休山慶羅大禅門。

【補注】

「那須系図説」は、滝田永世氏所蔵。昭和二十三年（一九四八）発行の蓮実彊『那須郡誌』に全文翻刻掲載されている。この系図の末尾には那須資隣の細注があり、「宝永六丑年之武鑑ニ、紋一菊、屋敷ハ元誓願寺前」と記されていることより、本系図は江戸時代中期以降に成立したと思われる。

三五　恩田御霊神社蔵銅製香炉銘文（大田原市恩田）

烏山城が下境邑から沢村資重により移されたと記されている。

野州恩田社前香炉銘

那須与一、諱宗隆、姓藤、父資隆、其元出自田原藤太秀郷、（中略）今烏山城在河東下境邑、後沢村資重移城烏山云、（後略）

【補注】

この銘文は、江戸時代中期元禄六年（一六九三）二月十八日に、時の烏山城主永井直敬が那須宗隆の霊を祭る恩田御霊神社に寄進した香炉にある銘文である。